

## 四万十町出会い応援センター利用規則

「四万十町出会い応援センター」（以下「センター」という。）の利用にあたって以下の利用規則を遵守いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 登録等について

#### (1) 登録の対象者

- ① 18歳以上の独身者で、結婚するために自ら努力をされる方
- ② 四万十町在住の方、四万十町に移住を希望する方、他市町村でも結婚を希望されている方
- ③ センターからの身元の確認や連絡に対応できる方
- ④ 「8. 禁止事項」に定める各項目に該当しない方

#### (2) 登録方法

① 登録手続きは本人に限ります。

#### ② 登録に必要なもの

- ・ 本人確認ができるマイナンバーカード、運転免許証など、写真と現住所等が記載された証明書等の提示（登録の際に管理用としてコピーをとらせていただきます）
- ・ 独身証明書の提示（登録の際に管理用としてコピーをとらせていただきます）
- ・ 写真1～4枚程度【1年以内に限り】（全身が分かるもの、笑顔の写真、自然な感じの写真、目線がこちらにないものなどもオススメです。）

※登録された方が閲覧する写真になりますので証明写真等ではなく、本人の魅力がひきだされるような写真をご用意ください。（事務局で撮影することも可能です）。

#### ③ 手続き方法

登録の際は、面談後に正式登録となるため大変お手数ですが、センターにお越しくください。センターにお越しの際には、プライバシーも考慮し、事前にご予約をいただきますようお願いいたします。

#### ④ 登録時申請書類等

登録の際に以下の書類の記載をお願いしております。ご協力をお願いします。

- ・ 登録申込書（様式1 登録申込書）
- ・ お相手希望調査書（様式2 お相手希望調査書）

#### ⑤ 登録費用

登録に関する費用は無料となっています。ただし、独身証明書手数料は各自負担ください。

### (3) 登録期間

登録日（会員資格等の登録が認められた日）から2年間有効です。

登録期間が終了した場合は自動的に退会となります。

引き続き会員資格を継続する場合には、更新登録（様式3 登録更新申込書）を行っていただく必要があります。また、更新の1か月前にセンターより継続の確認を行います。

### (4) 休会について

休会を希望する場合は、センターにご連絡をお願いします。

休会中は、あなたのプロフィールは公開されず、他の会員は閲覧不可となります。

なお、休会しても、登録期間は延長されませんのでご了承ください。

### (5) 退会について

退会を希望する場合は、センターにご連絡をお願いします。

#### (6) 登録内容（公開・非公開項目）について

登録された内容のうち、会員が閲覧できる項目は以下のとおりです。

また、①の情報については、「プロフィール台帳」（閲覧用）として会員並びに婚活サポーターが閲覧可能となります。

##### ①公開される項目（「様式1 登録申込書」の網掛け部分）

ニックネーム、写真、性別、住所（市町村まで）、身長、職業、年齢、業種、免許・資格、年収、最終学歴、嗜好、結婚歴、結婚後の親との同居、家族構成、同居家族の有無等、好きな事（趣味・特技等）、大事にしていること、どんな結婚をイメージしていますか？、自己PR

##### ②交際がスタートするまで非公開の項目

氏名、生年月日、現住所、電話番号、メールアドレス

#### (7) 登録内容の変更について

登録や項目に変更が生じた場合は、センターまで速やかにご連絡をお願いします。登録内容が正確なものでないと、お引合せ時やその後の交際などで支障が生じる可能性があります。特に住所や連絡先など変更された場合は必ず速やかにご連絡をお願いします。

### 2. ご相談について

#### (1) 事務局への相談

婚活に関してご相談ください。ご相談については以下の内容を遵守ください。

①相談の際は事前にご予約下さい。

②相談時間は、1回につき最長45分間です。※プロフィールの閲覧時間も同時間内をお願いします。

③休日、早朝、夜間等の相談については基本的にお断りさせていただきます。

#### (2) 婚活サポーターの活用

婚活サポーターは、地域の独身者へのお世話焼きとして、以下の活動をボランティアで実施しています。サポートを希望される方は事務局までご相談ください。

①婚活、結婚等の相談

②登録者の紹介

③お引合せの立ち合い

### 3. お相手さがし

#### (1) プロフィールの公開

登録いただいたあなたの公開される項目（「様式1 登録申込書」の網掛け部分）は、「プロフィール台帳（閲覧用）」並びに「プロフィール一覧表」として、会員並びに婚活サポーターに公開されます。

#### (2) プロフィールの閲覧

##### ①閲覧方法

事前に、来所日時をセンターにご予約の上、お越しく下さい。予約の連絡は、センター開設日時以外でも予約可能です。

##### ②閲覧時間

閲覧は1回につき最長45分間です。※相談も一緒の場合は相談時間も含まれます。

#### (3) お引合せの申込について

お引合せの申込は、1回につき3人まで可能です。

センターから申し込みを希望された方に連絡し、意思を確認します。なお、双方の合意が得られた場合、お引合せとなります。

#### 4. お引き合わせについて

##### (1) 日時の調整

お引合せの申込が承諾されると、センターからお引合せ成立の連絡を行います。その際に、お引合せを対面形式か、オンラインで行うかについて確認を行います。

##### (2) 対面形式でのお引合せの場合

お引合せ形式の決定後、1週間以内に、センターより「四万十町出会い応援店」（以下「応援店」という。）を中心にお引合せ場所と日時の候補を提示し、決定後お二人に連絡します。

##### (3) オンラインでのお引合せの場合

お引合せ形式の決定後、1週間以内に、センターより日時の候補を提示し、決定後お二人に連絡します。オンラインお引合せはZoomを利用して行います。使用方法は事前にセンターから説明します。

##### (4) お引合せにおける不成立について

お二人のご都合がどうしても合わない場合などは、お二人のご了解をいただいたうえでお引合せすることなく不成立にする場合があります。

##### (5) お引合せ当日について

お引合せ当日は、センター並びに婚活サポーターがいる場合は、婚活サポーターが立ち会います。（婚活サポーターが双方にいる場合は、人数を調整する場合がありますのでご了承ください。）

当日のお引合せ時間は、最長2時間です。2時間未満で退席を希望する場合は、双方合意の元、散会をお願いします。また、センター並びに婚活サポーターは30分を目安に退席します。

当日の飲食代等が必要な場合は各自でご負担ください。

#### 5. お引合せ後の連絡先交換について

##### (1) 意思確認について

お引合せの感想等を当日中にセンターにご連絡ください。

双方から連絡先交換の承諾があった場合、お二人に氏名と連絡先をお伝えします。

ただし、お引合せの翌日から3日以内に連絡が無く、センターからの連絡に全く応じない場合などは、お引合せを不成立とします。

##### (2) 連絡先交換後のサポートについて

お二人の連絡先交換後の状況について、定期的にセンターより連絡します。

連絡がありましたら必ず回答をお願いします。連絡先交換中も相談できます。

倫理を守り、お二人の自己責任において交際を目指してください。

また、もし交際まで至らなかった場合は、ご自身できちんとその旨を相手に伝えて、了承を得てください。その後、交際まで至らなかったことを双方よりセンターへご連絡をお願いします。

#### 6. 交際について

交際が決まりましたら、センターにご連絡ください。交際中もご相談いただき、婚約いただいた時点で退会となります。また、交際の連絡がありましたら休会とさせていただきます。

交際後も引き続き、倫理を守り、お二人の自己責任において交際してください。

また、もし交際を中止したい時は、ご自身できちんとその旨を相手に伝えて、了承を得てください。その後、速やかに交際を中止したことを双方よりセンターへご連絡をお願いします。

## 7. 結婚について

ご結婚が決まりましたら、センターにご連絡ください。記念品を贈呈します。また、センターが退会の手続きを行います。

## 8. 禁止事項

(1) 次の各号に掲げる行為その他の法令で禁じられている行為、公序良俗に反する行為又は他の登録者に迷惑のかかる行為は禁止します。

- ①結婚している、又は交際中の異性が存在しているにもかかわらず、登録をし、又は登録をしようとする事。
- ②暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。）である者が登録をすること。
- ③ナンパ目的、結婚詐欺目的、営業目的、勧誘目的その他あなた自身の結婚相手を探す目的以外の目的で登録すること。
- ④偽りその他不正な手段で登録をすること、又は登録しようとする事。
- ⑤プロフィール等に虚偽の記載をすることや、会員登録の内容に変更が生じているにもかかわらず、変更手続きを行わないまま閲覧等を行うこと。
- ⑥会員として知り合ったお相手の方に対し、待ち伏せしたり、見張りをしたり、面会、交際その他の義務のないことを行うことを強要し、著しく粗野又は乱暴な言動をするその他つきまとい等（ストーカー行為等の規制等に関する法律2条第1項に規定する「つきまとい等」をいう。）の行為を行うこと。
- ⑦会員として知り得た秘密又は個人情報を本人の了解なく、開示する、漏洩する、又は利用すること。
- ⑧会員であることにより知り得た秘密及び個人情報を、撮影（動画、静止画及び紙媒体、電子データを問わない）又は複製、保存、転記、譲渡、公開（SNS、動画投稿サイトへの掲示、紙媒体の掲示・配布等）をすること。
- ⑨お引合せ決定後、正当な理由もなく、キャンセルすることや、無断欠席すること。
- ⑩センター、応援店又はサポーターの信用、品位を傷つけること。
- ⑪センターの業務に関し、他の登録者、センターの職員等の関係者に暴力を加え、又は脅迫すること。
- ⑫センターの業務に関し、不当な要求を行うことで、センターの業務に支障を生じさせること。
- ⑬登録時に記入していただいた誓約書の記載内容に違反すること。

### 【会員登録時に署名していただく誓約書の内容】

- ①現在、結婚していません。また、交際中の異性はおらず、トラブルもありません。
- ②ナンパ及び結婚詐欺を目的での登録ではありません。
- ③営業及び勧誘目的での登録ではありません。
- ④登録情報に虚偽の記載はしません。
- ⑤著しく不快な行動、虚偽の行動はしません。
- ⑥ストーカー行為は行いません。
- ⑦会員として知り得た秘密及び個人情報を本人の了解なく、開示、漏えい、利用等はしません。
- ⑧暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員をいう。）ではありません。
- ⑨登録内容等に変更が生じた場合は、速やかにその変更の手続きを行います。また、利用の都度全項目を確認し厳守します。

以上、この誓約書に違反した場合は、退会するとともに、今後、センターの全事業を利用できません。

(2) 応援店、サポーター又は他の利用者から、前項(1)に定める禁止行為の情報提供があった場合には、必要に応じ、その行為の該当者に同意を得ることなく、該当者とその行為に関わる情報を警察等の関係機関に照会、相談又は情報提供をすることがあります。

(3) 前項(1)に定める禁止行為が判明し、その態様が悪質であり、又は結果が重大である場合には、センターは、法律に基づき厳正に対処します。

#### 9. 登録の抹消など

次の項目に該当する場合は、会員登録を抹消し、センターが実施する全ての事業への参加をお断りいたします。

- (1) 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員等をいう。）
- (2) 「8. 禁止事項」に定める行為を行った場合
- (3) センターの運営に同意をいただけない場合
- (4) センターからの重要な連絡に対し、一切応じない場合

#### 10. その他注意事項

- (1) 当センターの公開情報については、その正確性を保証するものではありません。
- (2) 当センターの公開情報については、他の会員に公開されるため、情報の管理を行うことはできません。
- (3) センターは、お引合せや交際を必ずお約束するものではありません。
- (4) 出会ったお相手の方とお引合せ後、交際するかどうか、また、どのように交際するかについては、あなた自身の責任と判断で行ってください。
- (5) お相手の方との間でトラブル等が発生した場合は、原則、当事者間で解決してください。
- (6) 交際成立後のあなたとお相手の方との交際に関して、センターやサポーター及び応援店は一切の責任を負いません。
- (7) ご利用のルールに違反する事例があった場合には、お手数ですがセンターまでご連絡をお願いします。